第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨等

１　計画の目的

本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

本計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき小千谷市防災会議が策定した「小千谷市地域防災計画」のうち、本市における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

小千谷市地域防災計画は、本編の「風水害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

３　関連計画との整合

本計画は、本市における風水害防災総合対策の基本としての性格を有するものであり、国土強靭化基本法や水防法に基づく「小千谷市水防計画」と十分な調整を図る。

４　計画の修正

本計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第４２条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

５　計画の習熟等

防災関係機関は、平常時から訓練、研究その他の方法により、本計画の習熟及び周知に努めるとともに、本計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

６　複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資器材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員・資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、

望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資器材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

7　共通用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

・自主防災組織　住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
・要配慮者　高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。
・避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
・地区防災計画　地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。
・避難場所　災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所及び施設をいう。
・指定緊急避難場所　避難場所のうち、市が指定したもの。
・避難所　避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
・指定避難所　避難所のうち、市が指定したもの。
・基幹避難所　指定避難所のうち、救護所の設置が予定され、地区の拠点となる避難所をいう。
・り災証明書　災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。
・被災者台帳　被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。

第２節　市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　基本方針

(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進並びに外部支援及び相互協力による補完体制の構築

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民、地域及び行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれの責務を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い小千谷市」を実現していく。

ア　市民及び企業等に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

(ｲ) 市民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(ｳ) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事務所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ　地域に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

(ｲ) 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(ｳ) 企業等は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ　市、県及び防災関係機関に求められる役割

(ｱ) 市、県及び防災関係機関は、災害時における市民等の安全確保並びに被災者の救済及び支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、次の取組により災害対応能力の維持と向上に努める。

ａ　専門知識を持った職員の養成及び配置並びに災害時の組織体制の整備

ｂ　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎、設備、施設、装備等の整備

ｃ　職員の教育、研修及び訓練の実施

ｄ　市、県及び国の研修期間等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

ｅ　ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

ｆ　災害対応業務のプログラム化、標準化

ｇ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

ｈ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

(ｲ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、市民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

(ｳ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ｴ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(ｵ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

(ｶ) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(ｷ) 市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

エ　支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国及び他の地方公共団体からの支援や、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた

交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第２章及び第３章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

イ　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害など比較的少ないが、全国屈指の豪雪地帯であること等を踏まえ、積雪期などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。震災対策編第１章第４節「複合災害時の対策」において統括的な方針を示すほか、第２章及び第３章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、市民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

２　市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民及び企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民及び企業等はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民及び企業等は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動への参加及び協力並びに地域における自主防災活動を積極的に行う。

(2) 小千谷市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市の地域並びに

市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民等の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

また、小千谷市消防本部（以下「消防本部」という。）は、あらゆる災害に対応できるよう、組織及び感染症対策を含めた施設の整備拡充を図り、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）及び消防法（昭和２３年法律第１８６号）に定める消防の任務にあたる。

(3) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業、団体及び地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ　災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ　市町村の防災活動を支援し、かつ、その調整を行う。

オ　平常時から自主防災組織やＮＰＯ等のボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ　新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機

関の防災活動に協力する。

３　各機関の事務又は業務の大綱

小千谷市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。なお、次表に記載のない機関については、県地域防災計画を参照する。

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
小　千　谷　市	○ 小千谷市防災会議に関すること。 ○ 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。 ○ 被災状況に関する情報収集に関すること。 ○ 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること。 ○ 被災者の救助に関すること。 ○ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ○ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ○ 消防活動及び浸水対策活動に関すること。 ○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 ○ 要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 ○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 ○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 ○ 公営事業の災害対策に関すること。 ○ し尿の処理及び処分に関すること。 ○ 可燃ごみの処理及び処分に関すること。 ○ 不燃ごみの処理及び処分に関すること。 ○ 火災予防及び火災による災害防止対策・指導に関すること。 ○ 災害時における消火・救助及び救急活動に関すること。

新　　潟　　県	○ 新潟県防災会議に関すること。 ○ 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。 ○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。 ○ 被災状況に関する情報収集に関すること。 ○ 災害広報に関すること。 ○ 避難指示等に関すること。 ○ 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること。 ○ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ○ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ○ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ○ 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。 ○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 ○ 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 ○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 ○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○ 緊急通行車両の確認に関すること。 ○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 ○ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ○ 他の都道府県に対する応援要請に関すること。
新潟県警察本部 小千谷警察署	○ 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。 ○ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。 ○ 行方不明者の捜索及び死体の検死に関すること。 ○ 犯罪の予防及び取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。

指定地方行政機関	小出労働基準監督署	○ 災害時における産業安全確保に関すること。
	北陸農政局	○ 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。 ○ 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。
	中越森林管理署	○ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 ○ 民有林直轄治山事業の実施に関すること。 ○ 災害復旧用資材（国有林材）の供給に関すること。
	信濃川河川事務所	○ 信濃川中流及び大河津分水路についての改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
	湯沢砂防事務所	○ 国の指定した直轄工事施工区域内における砂防業務の実施及び災害復旧に関すること。
	長岡国道事務所	○ 国道の維持修繕及び災害復旧に関すること。 ○ 一般国道の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。
陸上自衛隊高田駐屯地		○ 防災関係資料の収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ○ 災害時における県の情報収集活動への協力に関すること。 ○ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救護活動の実施に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社小千谷郵便局	○ 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	東日本旅客鉄道㈱小千谷駅	○ 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
	東日本旅客鉄道㈱信濃川発電所	○ 山本山調整池の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。
	ＮＴＴ東日本㈱新潟支店	○ 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 ○ 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
	㈱NTT ドコモ新潟支店	
	㈱ＫＤＤＩ新潟支店	
	ソフトバンク㈱	
	東北電力ネットワーク㈱長岡電力センター	○ 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時における電力の供給の確保に関すること。
	北陸ガス株式会社	○ ガス施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時におけるガスの供給の確保に関すること。

	日本通運㈱新潟支店魚沼物流課	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	日本赤十字社新潟県支部	○ 災害時における医療救護に関すること。 ○ 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 ○ 災害時における輸血用血液の供給に関すること。 ○ 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること。 ○ 労働奉仕班の編成、派遣のあっせん及び連絡調整に関すること。
	東日本高速道路㈱新潟支社 長岡管理事務所 湯沢管理事務所	○ 高速自動車国道の防災管理に関すること。 ○ 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関すること。 ○ 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
指定地方公共機関	土地改良区	○ 水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること。
	越後交通㈱小千谷営業所	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	㈱新潟放送	○ 津波警報、気象警報等の放送に関すること。 ○ 災害時における広報活動に関すること。
	㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ	
	㈱テレビ新潟放送網	
	㈱新潟テレビ２１	
	㈱ＦＭラジオ新潟	
	長岡移動電話システム㈱	
	㈱新潟日報社長岡支社	○　災害時における広報活動に関すること。
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	小千谷商工会議所	○ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。 ○ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。
	魚沼農業協同組合	○ 災害時における緊急物資の調達並びに救助用物資及び資材の確保及び斡旋に関すること。
	小千谷市魚沼市医師会	○ 災害時における医療救護に関すること。
	一般診療所・病院	○ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ○ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	一般運輸事業者	○ 災害時における緊急輸送に関すること。
	危険物関係施設の管理者	○ 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	社会福祉法人 小千谷市 社会福祉協議会	○ 市災害ボランティアセンターの設置に関すること。

コミュニティ組織、町内会、集落、自主防災組織等	○ 防災活動への協力に関すること。 ○ 避難誘導への協力に関すること。 ○ 避難所運営への協力に関すること。 ○ 防災知識の普及に関すること。 ○ 自主防災組織の組織化の促進に関すること。

第３節　小千谷市の自然条件

１　地理的概要

小千谷市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、信濃川に沿って南北にのびる細長い河岸段丘にひらけた都市である。

東西の範囲は、東経１３８°４４´（孫四郎）から東経１３８°５４´(十二平)、南北は北緯３７°１２´（池之平）から北緯３７°２３´（八島）の間にあり、面積は１５５．１９ｋ㎡である。

小千谷市の北部は、広大な新潟平野の南端部に接している。信濃川東岸は東山山脈の南東端にあたり、猿倉山・羽黒山・二子山列と金倉山山地のゆるやかな丘陵山地となっている。西側は東頸城山地の北端で２００ｍから３００ｍの丘陵山地が続いている。

小千谷市に隣接する市は北から西は長岡市、東は魚沼市、長岡市川口、南は十日町市である。

小千谷市の広さは東西に１７．２１㎞、南北に２０．０１㎞で標高は中心部で５０～８０ｍと比較的低い。

最高標高は金倉山の５８１ｍ、最低は片貝町（八島）の２７ｍである。

２　地　理

(1) 地形

小千谷市は、１５５ｋ㎡余の総面積を有し、東西南の三方を丘陵地で囲まれ、北方だけが開けて広大な新潟平野につながっており、市域の４３．４％を山林、原野が占めている。

市内は二分して南北に流れる信濃川流域に、小千谷台地、山本山台地、内ヶ巻台地などを中心に河岸段丘が形成され、段丘面と段丘崖からできている階段状の地形をなしており、まさに山あり河ありの自然に恵まれている地域である。

段丘は、信濃川の流れに沿って低くなっており、農用地は、山間地帯と平坦地帯とに区分することができる。

(2) 地質

本地域で見られる最も古い地層は、約７００万年～５００万年程前の新世代における新世紀後期の椎谷層で、鮮新世代の西山層、灰爪層とともに東部丘陵地帯と南部の一部に分布している。西部には魚沼層が広く分布し、段丘の基盤となっている。

また、東部の金倉山周辺には、西山層の火山角礫岩が分布している。中央信濃川流域では第四紀洪積段丘堆積物及び沖積層により構成されている。東部西山層においては、エゾタマキガイの貝化石が、野辺川の灰爪層からはキララガイの貝化石が発見され、さらに南西部に広がる魚沼層はシルト層、砂層等の各種地層からできており、魚沼層最下部累層からはトドやクジラの化石も発見されている。

土壌は洪積世の砂れき、砂、シルト、泥、及びこれらの互層を母材として地域に分布しており、一般に土層は浅く、段丘及び魚沼層群は、脆弱な地質から形成されているため、各地に地すべり、砂防等の指定地を多く抱えている。

３　気　象

本市の気象は、日本海側特有の気候で、夏季は晴天が続き、高温多湿である。冬季は季節風が強く、１１月から降雪を見て翌４月まで根雪期間となり、平坦地で２～２．５m、山間地で３～３．５ｍの積雪で特別豪雪地域である。

年平均降水量は２，２８０mm で、冬期間は降雪による降水量が多く、日照時間は少ない。

年平均気温は、１３．０℃、気温の最高は平成６年８月１３日で３９．５℃、最低は平成２年１月２１日の－９．８℃と温度差も大きい。

風向きは、南東の風に一定しており変化が少ない。

（＊年平均降水量、気温----------平成２６年から令和４年までの１０年間）

(1) 雪

雪は、小千谷市を代表する自然現象である。

初雪は１１月の下旬（平均初雪１１月２７日）で、雪消えは４月の上旬（平均４月１日）となっており、根雪の期間は平均９９日である。

年最大積雪深は２月上旬頃で平均値は１７７ｃｍ、最大積雪深の最小値は令和２年２月の３０ｃｍ、最大値は昭和５６年１月の３５８ｃｍである。

極大と極小の比は１２：１となっており、雪下ろしに明け暮れる年もあれば雪下ろしには全く縁のない年もある。

◎過去５０年間の積雪概況は下記のとおり　　（昭和４６年から令和３年まで）

事　項	初　雪	根　雪	最深積雪	左月日	消　雪	積　雪積算値	年降雪量
平均値	11 月 27 日	12 月 23 日	177 ㎝	2 月 9 日	4 月 1 日	9,896 ㎝	735 ㎝
極　値	11 月 3 日 (H21)	11 月 30 日 (S46)	30 ㎝	R2 年 2 月 9.10 日	2 月 26 日 (H31)	203 ㎝ (R 元～2)	93 ㎝ (R 元～2)
	12 月 21 日 (H16)	1 月 28 日 (H 元)	358 ㎝	S56 年 1 月 22 日	5 月 3 日 (S59)	29,438 ㎝ (S55～56)	1,615 ㎝ (S60～61)

観測所　昭和４６年～平成１６年　旧北陸農業試験場
平成１７年～令和３年　　小千谷市消防本部
（資料：新潟県小千谷市の気象７０年報　農林水産省北陸農業試験場）

◎地域による積雪の相違

積雪も地域によって格差がある。平地、中間地、山間地３観測所の過去１０年間の観測記録は次のとおり

平地・・・・旧北陸農業試験場　　（標高　　６３m）
中間地・・・旧池ヶ原小学校　　（標高　１７５m）
※平成１９年度より池ヶ原（古田）地内に移設
山間地・・・旧塩谷小学校　　（標高　２９５m）

過去１０年雪観測記録

	観測場所	初雪	融雪	根雪期間	最大降雪		最大積雪深	
平成26年度	元中子	12/5	4/18	136 日	＊	＊	219cm	2/11
	池ヶ原	12/5	4/27	145 日	83cm	12/15.2/10	321cm	2/11
	塩谷	12/3	5/3	153 日	＊	＊	345cm	2/11
平成27年度	元中子	12/17	4/6	111 日	＊	＊	74cm	1/25
	池ヶ原	12/17	3/31	105 日	42cm	1/22	151cm	3/2
	塩谷	12/17	4/9	114 日	＊	＊	205.8cm	3/2
平成28年度	元中子	1/11	3/26	75 日	＊	＊	91cm	2/15.3/9
	池ヶ原	1/11	4/17	97 日	68cm	1/14	198cm	3/9
	塩谷	12/10	4/25	137 日	＊	＊	238.4cm	3/10
平成29年度	元中子	12/12	4/1	111 日	＊	＊	230cm	2/14
	池ヶ原	12/12	4/17	127 日	48cm	12/13.1/30	311cm	2/14
	塩谷	11/20	4/23	133 日	＊	＊	339cm	2/14
平成30年度	元中子	11/23	4/5	134 日	＊	＊	99cm	2/14
	池ヶ原	11/23	4/6	135 日	28cm	12/15.1/22	126cm	2/14
	塩谷	11/23	4/16	145 日	＊	＊	187.1cm	2/14
令和元年度	元中子	11/30	3/30	122 日	＊	＊	34cm	2/9
	池ヶ原	11/30	3/31	123 日	37cm	2/6	60cm	2/9
	塩谷	11/29	3/31	124 日	＊	＊	71cm	2/11
令和2年度	元中子	12/14	3/29	105 日	＊	＊	221cm	1/11
	池ヶ原	12/14	4/16	123 日	75cm	1/2	291cm	2/19
	塩谷	12/14	4/21	128 日	＊	＊	332.8cm	2/19
令和3年度	元中子	12/26	3/30	95 日	＊	＊	202cm	2/23
	池ヶ原	12/18	4/16	120 日	63cm	2/23	283cm	2/23
	塩谷	12/18	4/21	125 日	＊	＊	314.2cm	2/23
令和4年度	元中子	12/15	3/20	96 日	＊	＊	190cm	1/29
	池ヶ原	12/14	4/3	110 日	＊	＊	233cm	1/29
	塩谷	12/12	4/17	127 日	＊	＊	313.5cm	1/29
令和5年度	元中子	1/7	2/20	45 日	＊	＊	54cm	1/26
	池ヶ原	12/17	3/29	104 日	＊	＊	102cm	2/6
	塩谷	12/17	4/9	115 日	＊	＊	146.3cm	1/28

＊ 印は、無人気象観測装置導入のため降雪データは観測不能

第４節　小千谷市の社会的条件

１　人　口

市の人口は、昭和３１年をピークとして緩やかな減少傾向を示しており、山間地や人口密集地ではその傾向が顕著である。平成１７年と平成２７年を比較したとき、人口の減少が特に著しい地域は山辺地区、岩沢地区、真人地区であり、増加した地区は、なかった。

また、人口の高齢化も本市の抱える問題の一つである。平成２７年１０月１日現在における高齢者（６５歳以上）の割合は３２．３％となっており、高い水準となっている。

２　土地利用状況

本市の土地利用は、市街地、農山村地域及び丘陵地域に分けられる。市街地は、そのほぼ中央を流れる信濃川により JR 上越線小千谷駅を中心とする東地域と、関越自動車道小千谷 IC を含む西地区に分断されている。中心市街地の北部には片貝地域がある。中心市街地では、現在旭橋、小千谷大橋、越の大橋、山本山大橋が東西市街地の交流軸であり、東西の均衡ある市街地の発展が期待されている。市街地の周辺部は４か所の工業団地があり、大規模企業の進出により工業地域を形成している。農山村地域には水田を中心とした優良農地が多く、そのほとんどが農用地区域に指定されているが、近年、市街化の進展が見られる。丘陵地の自然緑地である山林・原野は、市域の約４割を占め、その自然景観は重要であり、山本山、朝日山、金倉山は県立自然公園に指定されている。

３　産　業

平成２７年には、第１次産業１，３６８人（７．３％）、第２次産業７，１５４人（３８．１％）、第３次産業１０，１５９人（５４．１％）であるが、令和２年には、第１次産業１，０５１人（６．１％）、第２次産業６，５５７人（３８．１％）、第３次産業９，２１３人（５３．６％）となっている。

４　交　通

本市の交通網は高速自動車道、国道、県道など３６路線の主要道路とそれらを結ぶ市道、及びＪＲ上越線、飯山線により形成されている。

○高速自動車道　　１路線（関越自動車道）
○一般国道　　５路線
（国道１７号、国道１１７号、国道２９１号、国道３５１号、国道４０３号）
○県　　道　　３０路線
○ＪＲ上越線　　小千谷駅（東小千谷地区）
○ＪＲ飯山線　　内ヶ巻駅（川井地区）、越後岩沢駅（岩沢地区）

本市の西部には関越自動車小千谷インターチェンジ、東小千谷にはＪＲ上越線小千谷駅があり、これらの玄関口から３０分で長岡市・十日町市・南魚沼市と、１時間で新潟市・上越市、３時間で首都東京と結ばれている。

第５節　小千谷市の既往の主な災害

１　大雨、台風等による災害

○明治１８年７月・・・明治１８年洪水

五辺部落の堤防５００ｍが決壊、神明神社東方にあった４戸が流出し、部落は西端の現位置に移った。

○明治２４年６月１５日・・・・明治２４年信濃川洪水

川井村に被害があった。

○明治２８年３月２８日、２９日・・・明治２８年信濃川洪水

高梨の堤防８０間決壊、小学校・村役場は浸水し、小学校は４月７日まで休校した。

○明治２９年７月２２日、２３日・・・明治２９年信濃川大洪水

この洪水は明治年最大のものであった。この年は７月上旬から雨量が多かったが、２０日頃から豪雨増水し、２１日にやや減水したが、２２日大増水、上流から無数の根返り杉が流れて来て旭橋の塵除杭にひっかかり、橋の東部６５間が流出した。また、警戒中の消防団員２名が、湯殿川の濁流に飲まれて死亡した。

○大正３年７月２６日

暴風雨襲来、船岡山東側が崩れ延長３５間。全壊家屋５戸、半壊３戸、床上浸水２２戸、死者１人、負傷者４人の被害があった。

○大正３年８月１４日

大洪水により、旭橋及び中子橋が落ちた。この洪水で川岸町の税務署は稲荷町に移転した。

○昭和２０年１０月６日

信濃川大増水により旭橋の鉄橋部分が傾き、更に続く９日の出水のため橋脚沈下、遂に「く」の字形に大傾斜し通行止となる。

○昭和３６年９月１６日・・・第２室戸台風

小千谷小学校校舎一部倒壊、各所に大きな被害が出る。平成２丁目照専寺境内１０本の杉の木が倒れ、前日上棟式を挙げた五辺徳善寺倒壊。

○昭和５３年６月２６日・・・・６．２６梅雨前線豪雨

６月２５日正午前から降り始めた雨は、２７日早朝をピークに、この季節には例を見ない集中豪雨となった。当市においては、旧農林省蚕糸試験場における雨量は 196.5 ミリを記録し、観測史上最高の記録となった。

最高水位・・・・４８ｍ１１㎝（２７日　１６：００）

※豪雨対策本部を設置（６月２７日）

被害状況

建物は破損・・５棟、床上浸水・・１棟、床下浸水・・１３５棟

農林関係、土木施設等に被害あり。

消防機関の出動状況（６月２６日から７月１日までの延人員）

消防職員１４６人、消防団員２，１００人

○昭和５６年８月２３日・・・・・台風１５号による信濃川洪水

台風１５号の接近により、２２日午後１時過ぎには、県外全域が雨となり信濃川小千谷観測所では、２３日午後９時にはん濫注意水位を超え、同日１２時には４８ｍ３５㎝を記録した。この異常出水により、信濃川中州に住民４人が取り残され、消防署及び警察署で現場に急行、県警ヘリコプターの出動要請を行うと同時に、消防署独自の救出作業を実施中にボードが転覆し、消防職員１人が死亡、また、ヘリコプターにより住民３人を救出したが１人（主婦）が死亡した。

※豪雨対策本部を設置（８月２３日）

被害状況
　死者・・２名、床上浸水・・２７棟、床下浸水・・４７棟
消防機関等の出動状況
　消防職員５１人、消防団員５００人
　市職員の緊急動員１９８人

○昭和５７年８月２日・・・・台風１０号による信濃川洪水

台風１０号は、北魚、中魚を中心に集中的な降雨をもたらし、８月２日午前５時頃、はん濫注意水位突破、同１１時４７ｍ４０㎝を記録した。

被害状況
　市内全域、特に信濃川右岸河川公園への浸水
消防機関の出動状況
　消防団員４７人

○昭和５７年９月１２日・・・・・台風１８号による信濃川洪水

前線の活動と台風１８号による降雨は、信濃川上流及び中流において大雨となった。１１日夜から降り始めた雨は、１２日昼過ぎから台風の接近に伴い一段と強くなり、１３日１０時頃まで続いた。

信濃川小千谷観測所では、１２日午後４時はん濫注意水位を突破し、１３日午前１０時４９ｍ１５㎝の水位を記録した。

※信濃川洪水対策本部を設置（９月１２日）

被害状況
　床上浸水・・・・１５棟、床下浸水・・・・・８５棟
消防機関等の出動状況
　消防職員８２人、消防団員８８０人
　市職員緊急動員５０人

○昭和５８年９月２９日・・・台風１０号による信濃川洪水

９月２７日朝から千曲川地域で降り始めた雨は次第に中流域に移り、台風の接近に伴って２８日朝から強く降り、信濃川小千谷観測所では、２８日午後１時４８ｍ５９㎝を記録した。

被害状況
　床上浸水・・・・１棟、床下浸水・・・・３棟
消防機関の出動状況
　消防職員５５人、消防団員５４４人

○昭和５９年８月３０日

７月２２日の梅雨明け以後、ほとんど雨は降らず干ばつの被害が心配されていた矢先、３０日早朝から降り出した。

午前１１時には総降雨量１００ミリに達し、特に午前８時から９時までの時間雨量は３０．５ミリとなった。このため、中・小河川が氾濫し、被害は市内全域に広がった。

被害状況
　床上浸水・・・１２棟、床下浸水・・・・９４棟
消防機関の出動状況
　消防職員５５人、消防団員２８６人

○平成１６年７月１６日・・・７．１３新潟豪雨

日本海から新潟県付近に停滞していた梅雨前線が、７月１２日夜から活発化し、特に１３日朝から昼過ぎにかけて中越地域を中心に非常に激しい雨をもたらし、夜に入っても降り続いた。これにより、三条市、旧中之島町、見附市などで住宅地、工場、農地などが浸水し、死者及び重軽傷者が出た。

その後、梅雨前線は、１４日に一旦は東北地方まで北上したが、１５日には再び新潟県付近に停滞し、１６日から１８日朝にかけて中・下越の所々で激しい雨が降り１８日に福井市付近に南下するまで大雨が降り続いた。

本市においては１６日から１８日にかけて激しい雨が降り、特に１６日の午後５時から６時までの時間雨量は４２.５ミリとなった。このため、中・小河川が氾濫し、被害は市内全域に広がった。

※７．１６水害小千谷市災害対策本部を設置（７月１６日）

被害状況
　床上浸水・・・２棟、床下浸水・・・２６２棟、
　非住家・・・３４棟
　農林水産関係、土木施設等に被害有り
消防機関の出動状況（１６日から１８日まで）
　消防団員　延べ1,０５７人

２　豪雪による災害

○３５豪雪

１２月３０日、一夜で２ｍを超える豪雪により、上越線は不通となり、正月帰省客約１５００人を民家に分宿、1月２日午後４時に頃開通となる。

○３８豪雪

１月２１日より連続１０日間の降雪により大豪雪となる。２３日より中・下越の国鉄は全線麻痺状態、２月８日に自衛隊９８６人救援、２月２０日まで従事することとなる。

○５６豪雪

１２月中旬に降り出した雪はそのまま根雪となり、その後も冬型の気圧配置は弱まらず大雪をもたらし、平地で３ｍ、山間地で５ｍを超える積雪を記録。３８豪雪を上回る豪雪となった。

※豪雪対策本部を設置（５６．１．７～３．３１）

被害状況
死者・・・１人、負傷者・・・７人（重傷者１人、軽傷者６人）
住家被害・・・全壊２棟、床上浸水・・・４棟・床下浸水・・・２棟

○５９豪雪

初雪は、１１月中旬、根雪は、１２月中旬とほぼ平年並みであったが、その後一変し、低温・豪雪の一冬となった。１月下旬から冬型の強い気圧配置となり、大雪警報が数回発表され、豪雪災害対策本部が設置される中３月上旬まで雪はほとんど毎日のように降り続き、３月８日に今年の最高積雪深を記録した。

※豪雪対策本部を設置（５９．１．２６）
※豪雪災害対策本部に切替え（５９．２．６）
※豪雪災害対策本部を設置（５９．２．９）

被害状況
死者・・・２人、負傷者・・・２７人（重傷者１４人、軽傷者１３人）
住家被害・・半壊２棟・一部破損３棟、床下浸水・・・１棟

○６０豪雪

初雪、根雪は、ともにほぼ平年並みであったが１２月下旬には強い冬型の気圧配置が続き、１２月２２日から３１日までの間に３回にわたる大雪警報が発表され、年末集中豪雪となった。

※豪雪対策本部を設置（５９．１２．２８）
※豪雪災害対策本部に切替え（５９．１２．３１）

被害状況
負傷者・・・２７人（重傷者１９人、軽傷者８人）
住家破損・・・半壊２棟・一部破損２４１棟

○６１豪雪

初雪は、平年より半月早い１１月中旬、根雪はほぼ平年並みの１２月中旬となった。１月、２月においては連日のように降雪があり１月１０日には、異常豪雪対策本部が設置され、２月中旬には各観測所において最高積雪深が記録された。

農林水産省の蚕糸試験場においては、１月９日の日降雪量観測史上最も多い１

１１ｃｍを記録し、年間総降雪量においては、２０年豪雪の１，６７３ｃｍに次ぐ１，６１５ｃｍとなった。また、最高積雪深については、２月１１日３５２cmを記録している。

※異常豪雪対策本部を設置（６１．１．１０）
※豪雪災害対策本部に切替え（６１．１．１１）

被害状況
死者・・・１人、負傷者・・・４人（重傷者２人、軽傷者２人）
住家被害・・・１部破損２９棟

○平成１７年豪雪

初雪は平年並みの１２月下旬であったが、１月、２月においては非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、連日のように降雪があり２月１日には、豪雪対策本部が設置された。３月に入っても、日本海側の山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。

このため、２月を中心に、中越地震により損傷を受けていた家屋の倒壊、除雪中の事故、交通障害等が多発した。

※豪雪対策本部を設置（H１７．２．１）
※豪雪対策本部を廃止（H１７．３．３１）

被害状況
死者・・・４人、負傷者・・・４人（重傷者２人、軽傷者２人）
住家被害・・・３１棟、非住家被害・・・３７棟

○平成１８年豪雪

１２月から１月上旬にかけて非常に強い寒気団が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。

１月中旬以降も、山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。このため、１２月中旬から１月中旬を中心に、人的被害が発生したほか、家屋の損壊や交通障害等、多数の被害が発生した。

１２月からの度重なる大雪により、降雪量は、１２月～１月上旬にかけて全般に平年を大きく上回った。

なお、3月に入ると各地で融雪により積雪量は徐々に減少したが、山沿いでは平年より積雪の多い状態が続いた。

※豪雪対策本部を設置（H１８．１．６）
※豪雪災害対策本部に名称変更（H１８．１．１３）
※豪雪対策本部を廃止（H１８．４．１３）

被害状況
死者・・・１人、負傷者・・・２人（重傷者１人、軽傷者１人）
非住家被害・・・２棟

３　大火災による災害

○昭和１２年５月５日・・・・・・五辺大火

５月５日午前１１時過ぎ五辺部落にて子供の弄火による火災発生、烈風の為住宅６８棟、納屋４０棟、土蔵１３棟、神社１棟、寺院１棟、工場１棟、計１２４棟が焼失し、死者４名重軽傷者多数をだす。信濃川対岸にまで飛火し１戸焼失した。

○昭和３３年６月８日・・・・・・小栗山大火

６月８日午前０時２０分頃、当時の小栗山集落入口の民家から出火した火は発見の遅れで付近の３棟に延焼し、さらに集落内の一本道をたどるように山側へ延焼を続け、消防水利の不足と山間地の複雑な地形により消火活動が困難を極め大火となった。

被害状況
死者・・・１人（火元）、負傷者・・・３人
建物被害・・全焼　住宅１１棟、土蔵３棟（延面積３３６１．９７㎡）

○昭和４２年２月３日・・・本町大火

２月３日午前５時２０分頃、本町２丁目の店舗併用住宅の１階居間付近から出火、早朝の出火による発見の遅れと木造建築の多い密集地であり、さらに当時の積雪（１６８㎝）が消火活動の障害となり大火となった。

被害状況
死者・・・２人（火元１人、類焼１人）、負傷者・・・・１人
建物被害・・全焼　店舗併用住宅５棟
部分焼　４棟（延面積　１０８３．５㎡）

○昭和６０年８月１５日・・・本町大火

８月１５日午後８時２６分頃、本町１丁目（旧本町４丁目）の住宅２階から出火、初期消火の失敗により火災が拡大し、隣接していた大型スーパーに延焼、幸いに死傷者はなかったものの多大な損害が発生した災害となった。

被害状況
建物被害・・・全焼　住宅、店舗３棟（延面積１７４９．１９㎡）
損害額・・・・１億４千万円